

お知らせ

有料道路における障害者割引のお知らせ

障害者手帳をお持ちの方の有料道路の割引は一人一台事前登録した車のみでありましたが、この度事前登録されていない自動車の利用（親戚や知人などの所有する自動車、レンタカー、車検時の代車など（業務用を除く）も可能となりました。

▶利用方法

事前登録されていない車に搭乗している際、一般レーンまたは混雑レーンの料金所にて精算の際に、係員に手帳の必要事項が記載されたところを提示してください。

※ETCを登録している車に関しては今までどおりETCレーンをお使いください。

※新たにこの制度をご利用の際は下記の窓口での申請が必要です。すでに制度をご利用で、有効期限が過ぎていない方は申請不要です。

※オンラインでの申請も行っておりますのでオンラインでの申請を希望の方はオンライン申請受付サイトで申請を行ってください。

▶申請受付サイト

<https://www.expressway-discount.jp>



▶オンライン申請に関すること

NEXCO 西日本お客様センター ☎0120-924-863
(有料) ☎06-6876-9031

▶お問い合わせ・申請窓口

健康福祉課 ☎22-3115
大正 町民生活課 ☎27-0112
十和 町民生活課 ☎28-5112

お知らせ

高齢者補聴器購入補助事業のご案内

耳が聞こえにくくなり、日常生活に支障をきたしている中等度難聴の高齢者の方を対象に、補聴器購入の費用を助成します。

▶対象者 下記の要件をすべて満たしている方

- 非課税世帯で65歳以上の方
 - 耳鼻科医師による補聴器の必要性を認める補聴器購入意見書が交付される方
 - 片耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の方
 - 聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない方
 - 町税などの滞納がない方
 - 過去に本事業の助成を受けていない方
- ※重度難聴、高度難聴の方で身体障害者手帳交付の対象となる方は、補装具費支給制度（健康福祉課）の手続きとなります。

▶助成額

- 補聴器購入に係る費用2分の1のうち上限は5万円
※付属品などは対象外
- 助成は1回限り

▶申請方法

下記の窓口にて書類入手後、必要書類を提出してください。

▶提出・お問い合わせ先

高齢者支援課 ☎22-3900
興津出張所 ☎25-0001
大正 町民生活課 ☎27-0112
十和 町民生活課 ☎28-5112

お知らせ

飼い主のいない猫への不妊・去勢手術費補助金について

令和5年4月1日から、「飼い主のいない猫への不妊・去勢手術費補助金」の交付が始まりましたので、お知らせします。

▶補助の対象

- ①四万十町内に生息する飼い主のいない猫（所有者がいないことが明らかであるもの）が対象です。
 - ②飼い主のいない猫を管理している四万十町内を所在地とする団体からの申請を受け付けます。
 - ③手術後に不妊・去勢手術済みであることが分かる耳カット処置（領収書に耳カット処置ありの記載）が必要です。
- ※飼い猫・営利目的に飼養管理している猫は対象外となります。

▶補助金額

- メス猫:1匹につき限度額15,000円(実費費用金額)
- オス猫:1匹につき限度額10,000円(実費費用金額)

▶補助金の交付申請方法

申請者は、手術を実施した日の属する年度の末日（令和6年度3月31日）までに、申請書兼請求書と手術にかかった領収書および関係書類を添えて担当課に提出してください。※予算が無くなり次第終了しますので、申請予定の方は手術前に補助金があるかどうかをご確認をお願いいたします。

▶お問い合わせ先

環境水道課 ☎22-3119
大正 町民生活課 ☎27-0112
十和 町民生活課 ☎28-5112

募集

乳幼児向け木製玩具などの製作について

「四万十の木ふれあい木育推進事業」について、町内外で乳幼児向け木製玩具などの製作をしていただける事業者を募集します。

本事業は、町内の新生児を対象に町産材を使って製作する木製玩具などの中から1品をお選びいただき贈呈します。四万十町の木の温もりや良さを肌で感じてもらう「木育」として推進していくことで町内の森林整備につなげていく事業です。

下記をご確認のうえ、応募いただきますようお願いいたします。

▶玩具などの内容

- 1個あたりの金額20,000円程度
- 乳幼児が使用できるおもちゃ・机椅子など
- 四万十町産材の木材を使用すること（樹種は問いません）
- 材質は無垢材・無塗装が望ましいですが、仕様などにより個別で判断させていただきます。
- 既製品でも新たに製作する玩具などでも構いません
- 1事業者あたり3品まで応募可能です

▶応募方法

木製玩具などの1品あたりの見積書・写真・サンプル（仕様書でも可）を用意して頂き、農林水産課林業振興室まで提出してください。応募期限はなく、随時募集します。

▶提出・お問い合わせ先

農林水産課 林業振興室 ☎22-3113

お知らせ

軽自動車の車検時に納税証明書の提示が原則不要になります

軽JNKS（オンラインシステム）の導入により、全国の軽自動車協会にあるシステムで納付確認ができるようになったため、車検時に継続検査窓口での「納税証明書の提示」が原則不要になります。（軽三輪・四輪に限る。）

※なお、以下の場合は軽JNKSで納付確認できないため、納税証明書が必要です。

- 【例】対象車両に未納がある場合
中古車の購入直後の場合
転出・転入直後の場合
納付直後の場合 など

▶提出・お問い合わせ先 税務課 ☎22-3116

お知らせ

太陽光発電設備など設置費補助金について

令和5年4月1日から、「太陽光発電設備など設置費補助金」の交付が始まりましたので、お知らせします。

▶補助の対象

- ①自らが居住している四万十町内の住宅（店舗、事務所など併用住宅を含む）または居住を予定している新築または改築する住宅に太陽光発電設備および蓄電池設備（移動式蓄電池を除く）の両方を導入し、発電した電力を住宅において消費する個人に対して補助金を交付します。ただし、すでに住宅に太陽光発電設備を導入している場合、蓄電池設備のみの導入についても補助の対象となります。
- ②補助対象の個人とは、四万十町の住民基本台帳に記載がある者（実績報告書を提出する日において）です。
- ③町税を滞納していないことが条件となります。

▶補助金額

- 太陽光発電設備：太陽電池モジュールの最大出力値×4万円/kwの額以内（限度額20万円）
- 蓄電池設備：蓄電容量×3万円/kwの額以内（限度額30万円）※太陽光発電設備のみ設置の場合は、補助の対象外となります。

▶補助金の交付申請方法

申請者は、発電設備などに係る設置工事の着工前に、申請書および関係書類を添えて担当課に提出してください。工事完了後は、30日以内または当該年度に属する3月31日のいずれか早い日までに実績報告書の提出が必要です。

▶提出・お問い合わせ先

環境水道課 ☎22-3119
大正 町民生活課 ☎27-0112
十和 町民生活課 ☎28-5112

お知らせ

ボランティア活動推進事業費補助金について

四万十町内で活動するボランティア団体に対し補助金を交付します。

▶補助対象

- 四万十町内で活動するボランティア団体ただし、以下のグループは対象外となります。
- 町から他の助成を受けている団体
 - 下部組織を有する団体
 - 構成員が5名未満の団体
 - 「自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する行為」ではない活動が内容にある団体

▶補助金額 経費の1/2以内（上限3万円）

▶申請先 健康福祉課

▶お問い合わせ先 健康福祉課 ☎22-3115